

☆愛媛県議会ホームページより

http://www.pref.ehime.jp/gikai/katsudou/honkaigi/no329/shitsumon_list/241206-2.html

第 329 回（平成 24 年 12 月）定例会 12 月 6 日（木曜日） 一般質問 西原 司議員（県民連合・民主）

5 医療的ケアを必要とする児童生徒の支援について

(1) 本県の特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒に対し、どのような体制の下に支援を行っているのか。

(2) 現在、特別支援学校に通うことができない医療的ケアが必要な児童生徒への対応はどうなっているのか。

△同HP 公開議事録より

<http://www.kensakusystem.jp/ehime/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=tf2f7ocy28hedxu4gw&fileName=H241206A&startPos=0>

西原 司議員（県民連合・民主）開催日：平成 24 年 12 月 6 日

会議名：平成 24 年第 329 回定例会（第 4 号 12 月 6 日）

○（西原司議員） 議長

○（岡田志朗議長） 西原司議員

〔西原司議員登壇〕

○（西原司議員） （拍手）おはようございます。県民連合・民主の西原司です。

…略…

最後に、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援についてお伺いをいたします。

特別支援学校を中心に、呼吸障害、摂食嚥下機能障害、排泄障害など、生命維持にかかわる機能に障害のある児童生徒の在籍がふえてきています。医療的ケアが必要な児童生徒の多くが、経管栄養、たんの吸引、気管切開部の衛生管理、酸素療法、人工呼吸器の使用などのケアを必要としています。文部科学省の平成 23 年度の統計によると、全国の特別支援学校に在籍する要医療的ケア児の人数は 7,350 人で、特別支援学校に在籍する全幼児児童生徒の 6.4%に当たります。本県においても、現在の特別支援学校に在籍する要医療的ケア児は 64 人で、幼児児童生徒数の 5.1%に当たります。また、統計はないものの、県内の小中学校等に通う児童生徒の中にも医療的ケアが必要な子供たちがいると聞いております。

教員などの実施が許容されている医療的ケアの内容は、経管栄養、喀たん吸引とされています。先般改正された社会福祉士及び介護福祉士法により、介護職員にもたん吸引が容認されましたが、特別支援学校の教員などにも可能となる内容です。現在、しげのぶ特別支援学校においては 4 名の看護師が配置され、適切な医療的ケアを行っております。医療的ケアの内容は、教員などが対応できる可能なケアと、原則として看護師が対応しなければならないケアがあります。全国の特別支援学校における医療的ケアの実施体制は、14 県で看護師のみが対応しており、看護師と教員などの連携により実施しているのは 33 都道府県であります。本県においては、医療の安全性を第一に考え、看護師のみの対応となっております。

もちろん、要医療的ケア児の全てのケアに対応できる看護師が配置されていれば問題はありません。しかし、その一方で、特別支援学校において教員などがたんの吸引など医療的ケアに直接かかわることの意義があることも事実であります。看護師が教員などと協働しながら児童生徒にかかわることにより、保護者の負担軽減はもちろんのこと、より医療的ケアが必要な児童生徒と向き合い、生命の安全、健康の保持を行いながら、適切な状態で教育活動に参加することができることや、きめ細やかな自立活動の指導など、教員などの医療的ケアが可能になることにより、今後、医療的ケアが必要な児童生徒がふえていく中で、特別支援教育に携わる教職員としてのかかわり方や意識の向上につながるものと考えます。

医療的ケアが必要とされる子供たちは、ふだん当たり前に生活している中で、自宅においては本人や家族などが対応しております。急性期の治療目的の医療行為とは異なるものとして、医療的ケアの表現が用いられていま

す。経管栄養、導尿、人工呼吸器をつければ、病院などに入院せずに社会に参加することが可能です。しかし、本人や家族は可能ですが、他人に依頼したいときに問題が生じ、社会参加の制限を受けるのが医療的ケアを受けている当事者です。少しでもその環境を変えていかなければなりません。

そこで、お伺いをいたします。

本県の特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒に対し、どのような体制のもとに支援を行っているのか。あわせて、今後、医療的ケアが必要な児童生徒に対する教員などのかかわり方についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

また、現在、特別支援学校に通うことができない医療的ケアが必要な児童生徒への対応はどうなっているのかお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴いただきありがとうございますございました。(拍手)

○(仙波隆三教育長) 議長

○(仙波隆三教育長) …略…

次に、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援について、2点の御質問がございました。

1点目は、特別支援学校における医療的ケアの体制についてのお尋ねでございます。

本県の特別支援学校には、医療的ケアが必要な児童生徒64名が在籍しておりまして、このうち通学可能な27名については、しげのぶ特別支援学校において、看護師4名を配置し、隣接する子ども療育センターの看護師との役割分担のもと、学校医等で構成する医療的ケア実施検討委員会が必要と認めた医療的ケアを適切に提供いたしますとともに、障害の状況等に応じた教育を実施しているところでございます。

なお、西原議員お話のございました教員等による医療的ケアにつきましては、授業の継続性の確保や保護者等の負担軽減などが期待されますが、児童生徒の安全や教員等の負担にも十分配慮する必要がありますので、現在、先行して実施されている介護職員への喀たん吸引等の研修の状況や、保護者、学校等の意見を踏まえながら、特別支援学校の教員等を対象とした医療的ケアの研修の内容、実施機関のあり方等について検討を進めているところでございます。

2点目は、特別支援学校に通うことができない医療的ケアが必要な児童生徒への対応についてのお尋ねでございます。

県内では、重度の肢体不自由や感染症への罹患のおそれ、頻繁な発作等のために、37名の児童生徒が特別支援学校に在籍していながら通学が困難な状況にありまして、みなら、今治、宇和の各特別支援学校において、心身の負担にも十分配慮しつつ、週3回、各回2時間を基本に訪問教育を実施し、本人の体調管理や医療的ケアは保護者に対応いただきながら、障害の程度や健康状態等に応じた教育を行っているところでございます。さらに、宇和特別支援学校におきましては、本年度から、比較的健康状態が安定し、ほかの子供たちとの共同学習が可能な生徒を対象に、訪問教育に加えて、月一、二回程度、保護者同伴の上で学校の授業に参加するスクーリングを試行し、集団による学習経験や同世代との交流の機会を提供しておりまして、保護者からは、集団生活の大切さを実感したのでぜひ継続してほしい等の意見をいただいております。

このため、スクーリングの受け入れ校の拡大を検討しているところでございまして、今後とも、特別支援学校の教員等の資質向上や教育、支援内容の一層の充実に取り組み、西原議員お話のございましたように、子供たちが置かれている環境を少しでも改善し、社会参加の促進に努めてまいりたいと考えております。